

I. 計画策定の基本的な考え方

1. 計画の位置づけ

- ・ 社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
- ・ 滋賀県基本構想を上位計画とし、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら、県の福祉分野の基本的な計画として策定するもの。

2. 計画期間

- ・ 令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度） [5年間]

3. 計画策定にあたっての基本的認識

- ・ 高齢、障害、子ども、生活困窮等の支援制度は充実してきたが、少子高齢化、地域とのつながりの希薄化・孤立化、身寄りのない高齢者の増加等、既存の制度では対応しきれない地域生活課題が顕在化しており、複合・複雑化した支援ニーズへ対応するため、包括的な支援体制の整備を進める必要がある。
- ・ 災害発生時等における要配慮者等への支援体制の整備を推進する必要がある。
- ・ 「つながり、支え合う」地域づくりの推進のため、社会的な資源の確保に努めるとともに、地域住民、社会福祉協議会、NPO、地域団体等のあらゆる主体の参画と協働が必要である。
- ・ 多様化する地域の困りごとに対応できる専門的な知識・技能を持った人材の確保と資質の向上に加え、その人材が地域で活動できる環境整備が必要である。

Ⅱ. 基本理念と基本方針

1. 基本理念

- 誰もがみんな自分らしく幸せを感じられる
「健康しが」の実現

すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」による共生社会の構築・充実

【全体指標】
共生社会になっ
ていると感じる人
の割合の増加

2. 基本方針

基本方針Ⅰ 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、
「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

基本方針Ⅱ 地域住民の多様性が尊重され、
「つながり、支え合う」地域づくりの推進

基本方針Ⅲ 教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、
「滋賀の福祉人」づくり および活動の推進

●重点的に取り組む事項

(1) 包括的・重層的支援体制の推進

(2) 権利擁護支援の推進

(3) 災害時の福祉支援体制整備の推進

(4) 福祉人材の育成・確保・定着

Ⅲ. 取組の内容

基本方針Ⅰ

(1) 様々な生きづらさがある本人および世帯などへの総合的な対応の推進

- 重** ・ 複合・複雑化する地域生活課題に対応する包括的・重層的支援体制の推進
(好事例の横展開や支援者への支援等により、属性や世代を問わない支援体制の構築・充実)

他分野関連計画等：県多文化共生プラン、(仮称) パートナーしがプラン2030

(2) 災害・新興感染症発生時の支援体制の構築

- 重** ・ 災害時の福祉支援体制整備の推進

(3) 災害時要配慮者の避難支援の推進

重 (4) 権利擁護支援の推進

- ・ 身寄りのない高齢者等への支援を見据えた体制の検討

(5) 苦情解決の仕組み

【指標】

必要な福祉サービスを利用できる環境が整っていると感じる人の割合の増加

基本方針Ⅱ

(1) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

- ・ 地域の多様な主体（地域住民、企業、社会福祉法人、NPO等）の参画促進
(農福連携、社会的処方、滋賀KANAMEプロジェクトの継続支援など含め、地域の強みや価値を再認識して伸ばし高め、新たなつながりを創出)

他分野関連計画等：県農業・水産業基本計画（農福連携）、
県文化振興基本方針（社会的処方）

(2) 福祉意識の向上と次世代育成

(3) ユニバーサルデザインの推進

(4) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

(5) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

(6) 子どもの貧困の解消に向けた地域における取組の推進

【指標】

地域とのつながりが維持されていると感じる人の割合の増加

基本方針Ⅲ

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくりと活動の推進

重 (2) 福祉人材の育成・確保・定着

- ・ 福祉の魅力ややりがいの発信

【指標】

滋賀の福祉人研修の受講者数の増加